

物品の調達契約に係る一般競争入札について

標記の件について、下記のとおり一般競争入札を実施します。また、入札に際しては別添入札心得をご参照下さい。

記

1 調達内容

(1) 調達案件

A Vシステム一式及びポータブルワイヤレスアンプ一式

(2) 調達案件の予定数量

品名	数量	規格
A Vシステム一式	2	別添仕様書
ポータブルワイヤレスアンプ一式	1	別添仕様書

(3) 納入期限

平成30年3月27日（火）

(4) 履行場所

沖縄県消防学校

2 参加表明書及び類似物品の納入実績

参加表明書は1部提出すること。なお(1)、(2)の資料は別添様式に示すとおりとし、その規格はA4版とする。

(1) 参加表明書・・・1部

(2) 類似する物品の実績

国又は地方公共団体等に当該物品又はこれと類似する物を製造又は納入した実績を記載すること。

3 入札関係書類の提出及び入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成30年1月30日(火) 午後1時30分開始

(2) 入札の場所 沖縄県知事公室消防学校 図書室

(3) 提出書類

①入札書（封書にすること） 1通 （様式第56号その1）

②委任状（代理人が入札する場合） 1通 （様式第2号その1）

※代理人は印鑑持参のこと。

③入札関係書類

「一般競争入札参加資格」に従い作成した書類

(4) 一般競争入札参加資格、参加表明書、類似する物品の納入実績の提出期間と提出場所

期間：平成30年1月23日(木)まで

場所：沖縄県消防学校

〒901-2423 沖縄県中頭郡中城村字北上原910

(5) 入札に関する問合せ及び設置場所の確認について

① 入札に関する問合せ

期間：平成30年1月26日(金)午後3時まで
(土、日曜日、祝日を除く)

② 設置場所の確認

日時：平成30年1月19日(金)午後2時から午後3時

(6) 入札に関する留意事項

- ① 入札者は政府調達に関する協定、会計法令、沖縄県財務規則、沖縄県会計規則並びにこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- ② 入札後、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申したてることができない。
- ③ 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- ④ 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- ⑤ 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引替え又は撤回することはできない。
- ⑥ 入札手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

4 開札に関する事項

- (1) 開札の日時 平成30年1月30日(火) 入札書等の提出後直ちに
- (2) 開札の場所 沖縄県消防学校 図書室

5 入札保証金

沖縄県財務規則第100条に該当すると認められる場合に限り免除とする。ただし、落札者が契約を辞退又はその他の理由により契約を締結しない場合には、入札金額の100分の5に相当する金額を、当校が指定する期日までに当校に納付しなければならない。

6 契約保証金

沖縄県財務規則第101条に該当すると認められる場合に限り免除とする。免除とする。ただし、落札者が契約を辞退又はその他の理由により契約を締結しない場合には、入札金額の100分の10に相当する金額を、当校が指定する期日までに当校に納付しなければならない。

7 入札の無効に関する事項

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行い、2回までとする。なお、再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約ができるものとする。

10 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書等は返却せず、落札者の選定以外には使用しない。
- (5) 参加表明書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

11 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

沖縄県消防学校

〒901-2423 沖縄県中城村字北上原 9 1 0

TEL 098-895-7123

FAX 098-895-5034